

会 議 記 録

会 議 名	政策会議
開 催 場 所	令和5年10月19日(木) 午前10時00分～午前10時59分
議 題	1 政策会議付議事項について 2 その他

1 政策会議付議事項について

◀ 企画部 ▶

● 部局間において調整を要する事項（重要事務事業の計画・方針等）

① 和光市総合振興計画実施計画(令和6年度～令和9年度)の決定について

令和6年度から令和9年度までの4か年の和光市総合振興計画実施計画の策定については、7月の調書作成・市長ヒアリングへの出席などご協力いただきありがとうございました。資料の1ページには、実施計画は総合振興計画に基づく個別施策等を戦略的に推進するため重点的に取り組んでいく事項を明確にしたということを記載しています。続いて、4ページ・5ページの実施計画対象事業を記載しています。実施計画策定に当たっての考え方にに基づき、市としての重点的な事業合計28事業を掲げています。各事業の詳細については、6ページ以降に実施事業別に実施概要・実施項目及び想定事業費などを掲載しています。この実施計画については、本日の会議での承認の後、市長決裁を受け、決定とさせていただきます。その後、10月27日に開催する全員協議会で議会説明を行う予定となっています。

【意見・質問】

・なし。

② 業務委託ガイドラインの改訂について

令和3年度から令和5年度にかけて、和光市行政改革推進実行計画に基づき、委託料の見直しについてを検討テーマとして取り組んできました。その検討過程において、各部局の課長補佐級、統括主査級で構成される行政改革推進委員会での検討として、業務委託ガイドラインの小規模な改訂について検討しました。改訂内容は2点です。1つは包括管理業務委託に関する記述を追加すること、もう1つは随意契約に関する留意点、具体的には極力2者以上から見積りを取ることを推奨するコラムを追加する内容です。改訂後の業務委託ガイドラインについては、政策会議終了後サイボウズ掲示板にて周知します。なお、先の9月定例会の一般質問においても、業務委託に関する質問がありましたが、各課所においては、今回の改訂点に限らず、改めてガイドラインをご確認いただき、新たな業務委託

を始める場合や業務委託中の管理監督、業務委託開始から期間が経過した際の必要性の再検証など、適切に行ってください。

【意見・質問】

・なし。

● 市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 広沢複合施設整備に係る想定外地中埋設物撤去等工事額の確定について

和光市が国から取得した事業用地から想定外の地中埋設物が発見され、その撤去工事に関する費用について、国有財産売買契約に基づき国と調整を行ってきましたが、国による積算の検証が終わり、損害賠償額が確定しました。金額として29,504,971円の損害賠償請求を行います。12月の定例議会において、和解の議案、そして補正予算として上程予定です。予算の内容としては、歳入として、賠償額29,504,971円を計上、歳出については、旧国有地部分として国から支払われる額に元々市が所有していた旧児童センター用地にかかる地中埋設物想定外費用10,086,965円がありましたので、これを加えた39,591,936円、これを歳出負担金として計上します。

【質問・意見】

- ・想定外の地中埋設物とは何でしょうか。（都市整備部長）
→通常のガラです。隣の消防用地のときにも出ている同規模のものが出ていると認識しています。（企画部長）
- ・なにか新たなものが出たのではなく、国の積算と市の積算したものの基準が異なり、その差異が生じたということです。（副市長）

② 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（諮問）

現在の人権擁護委員である富澤隆司氏及び田中朋子氏の任期が令和6年3月31日をもって満了しますので、引き続き同氏を推薦したいので諮問をするものです。なお、両氏ともに平成27年4月1日に人権擁護委員に委嘱され現在に至るまで3期9年間活躍をされており、これまでの経験等を通じ人権擁護委員の職にふさわしい人物であると考えています。今後は12月議会において適任の議決をいただいたのち、さいたま地方法務局を通じて法務大臣へ推薦をすることになります。時期についてですが、4月からの任期に向け審査等に3か月ほど期間を要することから次期の議会上程となります。

【質問・意見】

・なし。

◀ 総務部 ▶

● 部局間において調整を要する事項（重要事務事業の計画・方針等）

① 旧保健センターの活用について（市庁舎狭隘化対策）

庁舎の狭隘化対策について、6月まで全庁的に組織検討委員会を実施しており、各部局から意見をいただいています。その一環として、旧保健センターをどう使

うか、狭隘化対策に活かすかについて、様々なご意見をいただきましたが、総務部で検討した結果、上下水道部の庁舎として整備した方がよいのではという案をまとめており、付議書のとおり、1階は執務室、2階は会議室として整備することを予定しています。今後は財産の協議をしていく予定です。上下水道部が移転したあとの庁舎の活用については、下水道課側は都市整備部の狭隘化が進んでいるため、そのスペースとして活用することが可能となります。企業経営課と水道施設課の跡地に新たな会議室を設置できればと考えています。

【意見・質問】

・スケジュールに関して、都市整備部が使えるようになるのはいつ頃でしょうか。
(都市整備部長)

→財産を上下水道部に移管することを考えています。設計・工事をしないと執務室としては使えませんので、令和6年度中に実施できるか、令和7年度には移管することを考えています。(総務課長)

● 市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 職員の給与に関する条例及び和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

8月に人事院勧告に準拠した給与改定を行います。主な内容として、給料表の改定、期末勤勉手当の支給率を0.1か月分引き上げます。12月議会への上程を予定しています。

【質問・意見】

・なし。

《 福祉部 》

● 部局間において調整を要する事項（重要事務事業の計画・方針等）

① 埼玉県思いやり駐車場制度の開始について

11月1日から県内各市町村と足並みを揃えて開始します。全国の41府県ですでに実施、埼玉県は42府県目となります。県内の状況ですが、現在のところ、所沢市以外は賛同して行っていくものです。当市では埼玉県との協力に関する合意書を10月12日付けで締結しました。

概要については図示してあるとおりでありますが、障害者・要介護の高齢者・妊婦など歩行が困難な方のための駐車区画について、利用者の範囲を定め利用者証を交付することで、区画の適正利用を推進するものとなります。導入による効果ですが、区画を必要とする方がこれまで以上に利用しやすくなるとともに特に外見ではわかりにくい、利用を控えていた障害者や妊婦なども気兼ねなく利用できるようになることが効果として見込まれています。

交付する利用者証ですが、車いす使用者用が青、障害者・要介護者用を緑、妊婦やけが人用をオレンジと色分けした3種類あり、駐車の際ルームミラーにかけて利用します。利用につきましては運転していなくても同乗者でも利用可能です。

利用者証の交付ですが、所沢市は参加していませんので所沢市以外は居住している市町村の窓口、県には電子申請で申請を行います。和光市での窓口ですが、1階の地域共生推進課を総合窓口として対応し、妊産婦はネウボラ課対応とします。

バリアフリー法、まちづくり条例で定められた基準を満たす横幅3.5m以上の車いす使用者駐車区画に加えまして、幅の広い区画を必要としない障害者などの共用区画として、幅3.5m未満の駐車区画が新たに設けられることとなっています。緑やオレンジの利用者は優先駐車区画がない駐車場においても車いす駐車区画の利用が可能です。表示ステッカーは県から配布がありましたが、全面糊付けのため、駐車場の状況や施設状況によって協力をお願いします。車いすの駐車区画のある公共施設の所管部署については、協力施設として、啓発ちらし・ポスターによる周知、ステッカーの掲示、制度の趣旨を理解の上、可能な範囲で協力をお願いします。3種類の利用者証を交付しますが、オレンジ色の利用者証については有効期限を明記して交付します。交付については制度開始である11月1日から受付を開始します。市の窓口では今のところ即日交付として対応する予定です。

【質問・意見】

- ・お願い規定であって、罰則はないのでしょうか。（上下水道部長）
→ありません。（福祉部長）
- ・駐車区画の整備は全庁的に呼びかけたり、対策や予算はどのようにするのでしょうか。（都市整備部長）
→呼びかけをします。総合福祉会館については優先区画を路面に塗布するための経費を予算措置をして対応する予定ですが、他の施設については制度の趣旨をふまえた上でどれだけご協力いただけるかになります。（福祉部長）
- ・他市で実施されているように、市独自のデザインや和光市規格のようなものは作るのでしょうか。（都市整備部長）
→可能かどうか調査検討します。今のところは県のデザインを利用する予定です。
- ・庁舎の駐車場も変更しますか。（市長）
→駐車区画の変更はしません。利用者証を持っていれば車いす使用者向け優先区画でも停められるという周知を行います。（福祉部長）
- ・受け入れのキャパシティが増えるわけではないのでしょうか。（副市長）
→優先区画自体の数が増えるわけではないです。（福祉部長）
- ・和光市発行の利用者証でも他市も利用できますか。（副市長）
→県内は利用可能です。（所沢市以外）（福祉部長）
- ・公共施設だけが実施するのでしょうか。（企画部長）
→民間でも、賛同してくれるところは実施すると思われれます。（福祉部長）
- ・新たに設けられる優先区画も駐車区画のサイズは同じでしょうか。（都市整備部長）
→普通の駐車区画サイズにマークを貼るだけで優先区画となります。（福祉部長）

- ・普通の駐車場にマークを入れるのはどうでしょうか。市として行った方がよいと思います。（都市整備部長）
 - ・都市整備部長がいうとおり、和光市オリジナルのシール等で表示した方がよいのではないのでしょうか。（副市長）
 - ・優先区画の対象者ではない方が利用してしまうことに対する抑制策になるのではないかということだと思います。（副市長）
- 関係課所には協力をお願いを後日お送りしていきたいと思います。（福祉部長）

《 健康部 》

● 市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 和光市国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険税条例については、9月の定例会で一部の改正をしましたが、総務省から条例の訂正にかかる連絡があったため当該条例改正するものです。改正内容としては、被保険者均等割の具体的な金額を規定していた部分について、減額の具体的な額を示すことが難しいためその部分を削除するものです。条例参考例訂正版の送付時期は未定です。令和6年1月1日施行のためそれまでには訂正版が来るものと認識しています。

【質問・意見】

- ・9月、12月、3月と条例改正しなければならないのでしょうか。これらは異なる条例でしょうか。（企画部長）
- すべて同じ条例の改正です。1月に施行する必要があるため、まだ改正は未定であるが早めに上程する必要があります。（健康部長）

《 子どもあんしん部 》

● 市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 和光市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて（12月定例会）

子ども医療制度の改正について、市税等の完納要件を撤廃し、乳幼児医療に関する条例と子ども医療に関する条例を統合する形で条例を改正します。現行の子ども医療制度では市税等完納、また申告の要件を定めていますが、これを撤廃することで子どもが支障なく必要な医療をすみやかに受けることを目的としています。完納要件があることから、本市では子ども医療助成と乳幼児医療助成が併存していましたが、条例の内容が類似していることから例規上の整理をして、2つの条例を統合させます。令和6年4月1日の施行を予定しています。

【質問・意見】

- ・完納および申告要件撤廃の判断の経緯について教えてください。（議会事務局長）
- 市議会からも完納要件の質問をいただいていたこと、完納要件を設けている自治体数が県内では残り6自治体であったこと、また、国において児童手当につ

いても所得制限は撤廃される方向性であることを勘案し、撤廃の判断に至りました。（子どもあんしん部長）

◀ 都市整備部 ▶

● 市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 和光市まちづくり条例の一部改正について

市の実情をふまえ、まちづくり条例の4項目の改正を行います。①家族向け住戸に関する事、②集合住宅の管理に関する事、③境界部位に関する事、④給水装置に関する事です。

家族向け住戸の改正がメインとなりますが、これは50戸以上の集合住宅を建築する場合、総数の2分の1以上の割合で家族向け住戸（50平米以上の住戸）の設置を義務付けるという内容です。第五次総合振興計画の課題としても挙げられていますが、ファミリー層向けの住宅供給を増やし、子育て世代の市内定着を目指したいことから取り組んでいます。ワンルーム規制は県内20自治体がすでに行っていますが、今回はワンルーム規制ではなく、子育て世代の住宅供給を増やす取組であり、県内では初めてとなります。条例は令和6年4月1日の施行を予定しており、条例施行に合わせ、規則改正の手続きを進めていきます。

【質問・意見】

・ワンルーム規制は和光市にはありますか。ワンルーム規制との違いは何でしょうか。（市民環境部長）

→ワンルーム規制は和光市はありません。違いですが、ワンルーム規制は一定戸数以上のワンルームマンションを建築する場合には管理に関する条件を付すものになりますが、和光市では、マンションを作ってもらうことに関しては規制するつもりはなくて、ワンルーム需要も沢山ありますので、一定規模以上の集合住宅を作るのであれば家族向け住戸も一緒に作ってくださいというものになります。（都市整備部長）

● 付議事項以外の連絡事項等

① 和光北インター東部地区の都市計画決定及び組合設立認可について

和光インター東部地区の都市計画決定及び組合設立認可が10月6日に埼玉県よりなされました。10月28日に土地区画整理組合の設立総会が、会場は勤労福祉センターで、来賓として柴崎市長、井上県議、富澤議長、吉田総務環境常任委員会委員長にご出席をいただき、開催をする運びとなりました。施設の概要ですが、今回は土地区画整理組合施行ということで、業務代行者という手法を用いて、戸田建設株式会社埼玉支店が予定者となっています。総面積が38.1ヘクタール、令和5年から令和15年までの11年間で、総事業費240億円をかけた事業となります。

【質問・意見】

・なし。

◀ 上下水道部 ▶

● 市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 和光市水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて、12月定例会に上程する予定です。内容については、令和5年4月25日に水道事業審議会に対し適正な水道料金のあり方について諮問したところ、10月18日の、水道事業審議会長から市長への答申において、料金改定の必要性が示されたことから条例改正の議案を提案するものです。今回の料金改定は令和6年度から令和10年度を料金算定期間とし、5年間で必要となる総括原価をもとに改定率を算出しました。その結果、基本料金部分すべての合計において+7%、超過料金部分については+17%の改定率となります。このことにより、給水収益自体としては約+14%の増収を見込んでいます。10月27日に開催される全員協議会で説明する予定です。あわせて、水道を使用するときの加入金を消費税導入時において一部減額をしていたため、その部分についても整理する予定です。明日10月20日から市役所1階市民ホールでパネル展示をして市民説明を行いたいと思います。36㎡を使う家庭では3,235円→3,600円=366円の増額となる予定です。

【質問・意見】

- ・燃料価格の高騰で電気料金等も値上げになっている状況がある中で、審議会ではどういった議論があったのでしょうか。（議会事務局長）
→審議会でも様々な議論がありましたが、水道事業においても、かなりのウェイトを占めている電気料金が高騰していることにより水道原価が上昇し、令和9年には破綻、赤字経営になっていくと説明したうえで今回の結論に至っています。（上下水道部長）
- ・予算編成の時期で各課で見積を作成している最中だと思いますが、各課に調整や発信は行っていますか。（市民環境部長）
→本日、政策会議で承認をいただいたのち、請求先ごとに令和3年度実績をもとにどのくらい水道料金が上昇するかシミュレーションをかけています。手元に水栓ごとのデータはありますが、2月ごとの全データなので、まとめているところですので、来週ははじめくらいまでには各請求先別に増加率をお示しできる予定となっています。（上下水道部長）
- ・中長期的な視野で考えると、決して値上げは反対ではなく賛成ですが、議会事務局長の言ったとおり、従来から続いている原油高、物価高、さらなる懸念のある世界情勢とか、経済対策が不透明な中で、市民生活を守るための市がこのタイミングで企業の経済性を優先させるということがはたして正しいかどうかという思いも一方ではあります。審議会の答申は当然尊重しなければいけないと思っていますし、尊重しつつも、例えば市として施行日とか一定期間の上昇率を抑えるような対応とか、その他有効な対策を考えるのも、

公営企業の本来の目的である公共の福祉の増進のための運営になると思いますので、意見として発言をします。（企画部長）

- ・その辺は少し調整した方がよいかもしれません。上げることは当然賛成ですし、7%と14%という数字については昨日確認させていただいたのですが、それをいきなり最初から全部上げるということに対しては、もう少し考えた方がよいかもしれないと思います。（市長）
- ・市長が言われたように、1年間だとか2年間、激変緩和措置を取って徐々に上げていくほうがよいと思います。先ほどの話だと、このままの状況でいくと、水道会計が赤字になるのは令和9年で、まだ時間があるわけで、その中で激変緩和措置を取ることをちょっと検討した方が、社会情勢をふまえた市民の感覚からすると、受け入れてもらうにはそういう措置も検討した方がよいと私も思います。付帯事項付きで認めるということによろしいでしょうか。（副市長）

→異議なし。

2 その他

① 議会報告会の開催について（議会事務局）

11月1日（水）午後1時半から、全員協議会室で議会報告会を開催します。これについては例年9月議会と3月議会の終了後、約2か月後に開催しているものです。目的は議会の運営状況や審議結果について市民に対して説明すること、情報の共有を図ることで、全議員出席のもと開催しております。今回については、決算の審査の概要の報告、テーマは設けませんが、市民との意見交換を行いますのでよろしくお願いいたします。

以上